

東京都公報

発行
東京都

目次

75

告示(選)

- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………一
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………一
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える数に八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………一

公告

- 東京体育館の休館日の変更……………(オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課)……………二
- 東京体育館の開場時間の変更……………(同)……………二
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日……………(同)……………三
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更……………(同)……………三

○駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更……………(同)……………三

○東京武道館の休館日の変更……………(同)……………四

○東京武道館の開場時間の変更……………(同)……………四

○東京辰巳国際水泳場の休館日の変更……………(同)……………四

○東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更……………(同)……………四

○有明テニスの森公園テニス施設の休館日……………(同)……………四

○有明テニスの森公園テニス施設の休館日の変更……………(同)……………四

○有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更……………(同)……………四

○東京都障害者総合スポーツセンターの休業日の変更……………(同)……………五

○開発行為に関する工事完了(二件)……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………五

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六

告示(選)

東京都選挙管理委員会告示第三百三十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十九年九月二十九日

東京都選挙管理委員会

二二五、九二五

東京都選挙管理委員会告示第三百三十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十九年九月二十九日

東京都選挙管理委員会

一、五二二、〇二七

東京都選挙管理委員会告示第三百三十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十九年九月二十九日

東京都選挙管理委員会

| 選挙区名 | 数 |
|---------|--------|
| 千代田区選挙区 | 16,483 |
| 中央区選挙区 | 42,156 |
| 港区選挙区 | 66,359 |

| | |
|---------|---------|
| 新宿区選挙区 | 89,566 |
| 文京区選挙区 | 59,230 |
| 台東区選挙区 | 53,733 |
| 墨田区選挙区 | 74,653 |
| 江東区選挙区 | 135,453 |
| 品川区選挙区 | 108,683 |
| 目黒区選挙区 | 78,176 |
| 大田区選挙区 | 168,252 |
| 世田谷区選挙区 | 193,012 |
| 渋谷区選挙区 | 63,329 |
| 中野区選挙区 | 93,196 |
| 杉並区選挙区 | 147,084 |
| 豊島区選挙区 | 77,269 |
| 北区選挙区 | 96,074 |
| 荒川区選挙区 | 56,315 |
| 板橋区選挙区 | 144,527 |
| 練馬区選挙区 | 167,813 |
| 足立区選挙区 | 160,371 |
| 葛飾区選挙区 | 125,879 |
| 江戸川区選挙区 | 159,685 |
| 八王子市選挙区 | 145,105 |
| 立川市選挙区 | 50,881 |
| 武蔵野市選挙区 | 40,932 |
| 三鷹市選挙区 | 51,911 |
| 青梅市選挙区 | 38,305 |
| 府中市選挙区 | 71,256 |
| 昭島市選挙区 | 31,234 |
| 町田市選挙区 | 118,896 |

| | |
|----------|--------|
| 小金井市選挙区 | 33,499 |
| 小平市選挙区 | 52,285 |
| 日野市選挙区 | 51,119 |
| 西東京市選挙区 | 55,825 |
| 西多摩選挙区 | 70,243 |
| 南多摩選挙区 | 66,057 |
| 北多摩第一選挙区 | 85,399 |
| 北多摩第二選挙区 | 55,395 |
| 北多摩第三選挙区 | 87,697 |
| 北多摩第四選挙区 | 53,420 |
| 島部選挙区 | 7,365 |

公 告

東京都体育館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京都体育館の施設の休館日を次のように変更する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) メインアリーナ

臨時開館 平成二十九年十月十六日、同年十一月二十日、同年十二月十八日及び同月二十八日から同月三十一日まで

臨時休館 平成二十九年十月二十四日、同月二十五日、同月三十一日、同年十一月十五日及び同年十二月七日

(二) サブアリーナ、研修室及び健康体力相談室

臨時開館 平成二十九年十月十六日、同年十一月二十日、同年十二月十八日及び同月二十八日から同月三十一日まで

十日、同年十二月十八日及び同月二十八日から同月三十日まで

臨時休館 平成二十九年十月二十四日、同月二十五日、同月三十一日、同年十一月十五日及び同年十二月七日

(二) 陸上競技場、屋内プール及びトレーニングルーム

臨時開館 平成二十九年十月十六日、同年十一月二十日、同年十二月十八日及び同月二十八日から同月三十日まで

臨時休館 平成二十九年十月二十四日、同月二十五日、同月三十一日、同年十一月十五日から同月十七日まで及び同年十二月七日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京都体育館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京都体育館の開場時間を次のように変更する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名

陸上競技場、屋内プール及びトレーニングルーム

二 期日

平成二十九年十月一日から同年十二月三十一日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

(一) 月曜日から金曜日まで

午前九時から午後十一時まで
 (二) 土曜日
 午前九時から午後十時まで
 四 理由
 使用者の利便性の向上のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日に
 ついて

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設を次のように休館する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場

平成二十九年十月二日、同月十六日、同月二十三日、同月三十日、同年十一月六日、同月十三日、同月二十日、同月二十七日、同年十二月四日、同月十一日、同月十八日及び同月二十五日

(二) 第一球技場、第二球技場、軟式野球場、硬式野球場、補助競技場及びテニスコート

平成二十九年十月二日、同月十六日、同年十一月六日、同月十三日、同年十二月四日及び同月十八日

二 理由

施設設備の整備及び保守点検のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の
 変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の休館日を次のように変更する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 体育館

臨時開館 平成二十九年十二月三十一日

臨時休館 平成二十九年十月二日及び同年十一月六日

(二) 屋内球技場

臨時休館 平成二十九年十月二日及び同年十一月六日

(三) 陸上競技場及び補助競技場

臨時開館 平成二十九年十二月三十一日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備、保守点検及び改修のため臨時休館する。

駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間
 の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の開場時間を次のように変更する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名、期日及び開場時間

(一) テニスコート

ア 平成二十九年十月一日から同年十二月三十一日まで

午前八時三十分から午後四時三十分まで

イ 平成二十九年十月十日、同月二十三日、同月三十日、同年十一月十三日、同月二十七日、同年十二月十一日及び同月二十五日
 午後零時三十分から午後四時三十分まで

(二) 硬式野球場

ア 平成二十九年十月十日、同月二十三日及び同月三十日
 午後零時三十分から午後九時まで

イ 平成二十九年十一月十三日、同月二十七日、同年十二月十一日及び同月二十五日
 午後零時三十分から午後四時三十分まで

(三) 軟式野球場

ア 平成二十九年十月十日、同月二十三日、同月三十日、同年十一月十三日、同月二十七日、同年十二月十一日及び同月十五日
 午前八時三十分から午後零時三十分まで

イ 平成二十九年十月一日から同年十二月三十一日まで
 の一(三)アの期日を除く開館日
 午前八時三十分から午後四時三十分まで

(四) トレーニングルーム

ア 平成二十九年十月一日から同年十二月三十一日まで
 の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

を除く開館日

午前九時から午後九時三十分まで

イ 平成二十九年十月一日から同年十二月三十一日まで
の一(四)アの期日を除く開館日

午前七時三十分から午後九時まで

二 理由

使用者の利便性の向上、施設設備の整備及び保守点検のため

東京武道館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京武道館の休館日を次のように変更する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

臨時休館 平成二十九年十一月二十一日、同年十二月十一日から同月三十一日まで

二 理由

施設設備の整備、保守点検及び改修のため臨時休館する。

東京武道館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京武道館の開場時間を次のように変更する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名

トレーニングルーム

二 期日

平成二十九年十月一日から同年十二月三十一日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

午前九時から午後十時まで

四 理由

使用者の利便性の向上のため

東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

臨時開館 平成二十九年十二月二十九日及び同月三十日

臨時休館 平成二十九年十一月二十一日から同月二十五日まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の開場時間を次のように変更する。

七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の開場時間を次のように変更する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

平成二十九年十月一日から同年十二月三十一日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日

二 開場時間

午前九時から午後十時まで

三 理由

使用者の利便性の向上のため

有明テニスの森公園テニス施設の休館日について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項の規定により、有明テニスの森公園テニス施設を次のように休館する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

テニスコート(夜間照明設備を備えていないもの)の一部

平成二十九年十一月一日から同月五日まで

二 理由

施設設備の整備のため

有明テニスの森公園テニス施設の休館日の変更

更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、有明テニスの森公園テニス施設の休館日を次のように変更する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) テニスコート（夜間照明設備を備えているもの）

臨時休館 平成二十九年十一月十三日から同年十二月三十一日まで

(二) テニスコート（夜間照明設備を備えていないもの）の一部及び会議室

臨時休館 平成二十九年十一月一日から同年十二月三十一日まで

(三) 有明コロシアム

臨時休館 平成二十九年十二月五日から同月三十一日まで

二 理由

施設設備の整備、保守点検及び改修のため臨時休館する。

有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、有明テニスの森公園テニス施設の開場時間を次のように変更する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名、期日及び開場時間

(一) テニスコート（夜間照明設備を備えているもの）

平成二十九年十月一日から同月二十二日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

午前七時から午後九時まで

(二) テニスコート（夜間照明設備を備えていないもの）

ア 平成二十九年十月一日から同月二十二日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

午前七時から午後五時まで

イ 平成二十九年十月一日から同月二十二日までの一日

(二)アの期日を除く開館日

午前九時から午後五時まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため

東京都障害者総合スポーツセンターの休業日の変更について

東京都障害者スポーツセンター条例（昭和五十九年東京都条例第二十四号）第五条ただし書の規定により、東京都障害者総合スポーツセンターの休業日を次のように変更する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

臨時休業 平成二十九年十月一日から同年十二月三十一日まで

二 理由

改修工事に伴う施設閉鎖のため

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年九月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日野市旭が丘五丁目十一番一 立川市高松町三丁目二十九番十七号

三緯地所株式会社 代表取締役 鈴木 等

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年九月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲城市大字百村字一号六十六 大阪府吹田市江坂町一丁目番四、六十八番一及び同番十二

株式会社あきんどシロイ 代表取締役 水留 浩一

多摩市関戸六丁目二十五番三、新宿区西新宿七丁目十九番同番三地先、同番二十二及び二十二号
 株式会社Feelow
 代表取締役 本間 圭三

調布市東つじヶ丘二丁目二 調布市菊野台一丁目二十四十九番一から同番五まで、同番地四十一号
 社会福祉法人新樹会
 理事 山田多佳子

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年九月二十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ケーズデンキ多摩ニュータウン店
- 二 店舗所在地 八王子市別所二丁目三十九番地五
- 三 設置者名 株式会社ケーズホールディングス
- 四 設置者住所 茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

五 変更前の設置者の代表者名 遠藤 裕之

六 変更後の設置者の代表者名 平本 忠

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ケーズホールディングス

八 変更前の小売業者の代表者名 遠藤 裕之

九 変更後の小売業者の代表者名 平本 忠

十 変更日 平成二十九年六月二十七日

十一 届出日 平成二十九年九月六日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間 平成二十九年九月二十九日から平成三十年一月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 GLITTERS Shinjuku
- 二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目三十六番十六号
- 三 設置者名 株式会社GLITTERS
- 四 設置者住所 新宿区新宿三丁目三十六番十六号
- 五 変更前の店舗名 (仮称)新宿三丁目国際マンションビル
- 六 変更後の店舗名 GLITTERS Shinjuku

七 変更前の店舗所在地 新宿区新宿三丁目百十番六ほか

八 変更後の店舗所在地 新宿区新宿三丁目三十六番十六号

九 変更前の設置者名 国際マンション株式会社

十 変更後の設置者名 株式会社GLITTERS

十一 変更日 平成二十九年七月十四日ほか

十二 届出日 平成二十九年九月十三日

十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十四 縦覧期間 平成二十九年九月二十九日から平成三十年一月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001
 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代) 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

